

2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

資料 3-3

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	○政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施 ①政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査(以下「男女共同参画影響調査」という。)について効果的な手法を確立し、内閣府及び各省庁において的確な調査を実施する。また、地方公共団体に対して「男女共同参画影響調査」に関する情報提供を行い、地方での同様の取組を促す。 ○男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討	全府省	○ 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において、 ・平成19年3月に「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ(平成19年5月男女共同参画会議意見決定)。 ・平成20年6月に「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ(平成20年6月男女共同参画会議意見決定)。 ・平成21年3月に「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」とりまとめに向けた論点整理を公表。(内閣府)
	②税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとする社会における活動の選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、男女の社会(家庭を含む。)における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。	内閣府、関係府省	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	③税制については、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。個人所得課税については、従来は片稼ぎ夫婦子二世帯を標準世帯と考えて検討される側面が強かったが、今後は個人を中心とした考えを重視する必要がある。配偶者控除については、引き続き検討を深める。	財務省	○ 平成15年度税制改正において、現状では共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになっていくということ、女性の就業に関する選択等に中立的でないといった指摘もあること等を踏まえ、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分について廃止（財務省、総務省平成15年度） ○ 平成19年11月の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（政府税制調査会） 配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。 イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事 労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある ニ 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか 他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあった。 配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。（財務省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	④社会保障制度及び賃金制度についても、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。短時間労働者への厚生年金の適用の拡大については、被用者としての短時間労働者の年金保障を充実させる観点等からも意義があり、働き方の選択に影響を及ぼす可能性もあることから、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響等を十分踏まえつつ積極的に検討を進める。また、第3号被保険者制度を今後どのようにしていくかという問題は、年金制度の基本的な体系に関わるものであり、今後、年金制度の在り方に関する議論の中で幅広い観点から検討していく。	厚生労働省	○被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パート労働者に社会保険の適用範囲を拡大することを含む「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審議とされていたが、平成21年7月、衆議院の解散に伴って廃案となったところである。（厚生労働省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																						
	○家族に関する法制の整備 ⑤世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻適齢の男女統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正とあわせ、選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるよう引き続き努める。 ○職場・家庭・地域等における慣行の見直し ⑥職場・家庭・地域等様々な場における慣行についても、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、広くその見直しを呼びかける。	法務省 内閣府	家族の法制に関する世論調査の実施（内閣府 18 年 12 月）% ①選択的夫婦別氏制度 <table><tr><td></td><td>8 年</td><td>13 年</td><td>18 年</td></tr><tr><td>夫婦は同姓であるべきで法改正の必要なし</td><td>39.8</td><td>29.9</td><td>35.0</td></tr><tr><td>選択的に夫婦別氏が可能になる法改正をしてもよい</td><td>32.5</td><td>42.1</td><td>36.6</td></tr><tr><td>婚姻前の姓を通称として使用するための法改正は可</td><td>22.5</td><td>23.0</td><td>25.1</td></tr><tr><td>わからない</td><td>5.1</td><td>5.0</td><td>3.3</td></tr></table> ②女性の婚姻適齢 <table><tr><td></td><td>8 年</td><td>18 年</td></tr><tr><td>女性は満 16 歳になれば婚姻できることでよい</td><td>23.4</td><td>23.3</td></tr><tr><td>女性も男性同様満 18 歳にならないと婚姻できないとした方がよい</td><td>40.0</td><td>41.8</td></tr><tr><td>どちらともいえない</td><td>33.6</td><td>32.1</td></tr><tr><td>その他</td><td>1.6</td><td>2.2</td></tr><tr><td>わからない</td><td>1.4</td><td>0.6</td></tr></table> ○ 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において、 ・平成19年3月に「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成19年5月男女共同参画会議意見決定）。 ・平成20年6月に「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成20年6月男女共同参画会議意見決定）。 ・平成21年3月に「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」とりまとめに向けた論点整理を公表。（内閣府）		8 年	13 年	18 年	夫婦は同姓であるべきで法改正の必要なし	39.8	29.9	35.0	選択的に夫婦別氏が可能になる法改正をしてもよい	32.5	42.1	36.6	婚姻前の姓を通称として使用するための法改正は可	22.5	23.0	25.1	わからない	5.1	5.0	3.3		8 年	18 年	女性は満 16 歳になれば婚姻できることでよい	23.4	23.3	女性も男性同様満 18 歳にならないと婚姻できないとした方がよい	40.0	41.8	どちらともいえない	33.6	32.1	その他	1.6	2.2	わからない	1.4	0.6
	8 年	13 年	18 年																																						
夫婦は同姓であるべきで法改正の必要なし	39.8	29.9	35.0																																						
選択的に夫婦別氏が可能になる法改正をしてもよい	32.5	42.1	36.6																																						
婚姻前の姓を通称として使用するための法改正は可	22.5	23.0	25.1																																						
わからない	5.1	5.0	3.3																																						
	8 年	18 年																																							
女性は満 16 歳になれば婚姻できることでよい	23.4	23.3																																							
女性も男性同様満 18 歳にならないと婚姻できないとした方がよい	40.0	41.8																																							
どちらともいえない	33.6	32.1																																							
その他	1.6	2.2																																							
わからない	1.4	0.6																																							

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			○ 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において、平成19年3月に「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ。（平成19年5月男女共同参画会議意見決定）報告書では、女性に特徴的な事情やライフステージごとのニーズを整理し、それらを踏まえた効果的な能力開発・生涯学習の実施をもとめている。特に①子育て等による就業中断期の存在を考慮した家庭でのeラーニング等の活用や時間や場所に配慮した能力開発機会の提供②子育てや地域活動経験から培われる能力を職業能力につなげるための方策③能力開発・生涯学習を就労につなげるためのハローワークや教育機関等との連携の重要性を指摘。（内閣府）
(2)国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	○わかりやすい広報・啓発活動の推進 ①男女共同参画の理念や「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める。	内閣府	○ 男女共同参画週間（6月23日～29日）の実施（全国会議、様々な媒体による広報活動）（内閣府 13年度～） 引き続き、男女共同参画週間を実施するとともに、広報誌やウェブサイトなど多様な媒体を通じた広報・啓発活動を行う。 ○ 男女共同参画総合情報誌の発行（内閣府 14年度～） 引き続き、広報誌の発行・配布を通じて、わかりやすい広報・啓発活動に努める。

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	②「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%にする。(平成16年52.5%) ○多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進 ③政府広報等において男女共同参画に関する広報を積極的に実施する。 ④男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別の視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に伝わるように可視性を高めるための配慮をする。また、特に、青年男女への普及・啓発について留意する。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な通信媒体を通じて進める。	内閣府 全府省 全府省	○「男女共同参画社会」という用語の周知度(平成19年 79.6%) ○男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施等(内閣府 平成13年度～) 男女共同参画週間の期間中には、通常の広報手段のほか、テレビ・ラジオ・新聞等の政府広報を通じて幅広い広報・啓発活動を行っていく。 ○男女雇用機会均等月間(6月1日～30日)の実施(男女雇用機会均等法の周知啓発)等(厚生労働省 昭和61年～) ○男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施。(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～) 引き続き、男女共同参画週間を実施するとともに、広報誌やウェブサイトなど多様な媒体を通じた広報・啓発活動を行う。 ○男女共同参画総合情報誌の発行。(内閣府 平成14年度～) 引き続き、広報誌の発行・配布を通じて、わかりやすい広報・啓発活動に努める。 ○男女共同参画に係る啓発ビデオの制作。(内閣府 平成12年度～) 男女共同参画局、全国の男女共同参画センターや視聴覚ライブラリ等においても貸出及び上映等を行い、引き続き広報・啓発に努める。 ○男女雇用機会均等月間(6月1日～30日)の実施。(男女雇用機会均等法の周知啓発)等(厚生労働省 昭和61年～)(2(2)③に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進 ⑤有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表からなる男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。また、地方公共団体、NGO等との連携の下に、全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。	内閣府	○ 男女共同参画推進連携会議の開催。（内閣府 平成8年～） 男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るための「男女共同参画推進連携会議」において、政府の施策や国際的な動きについての情報交換を行うほか、一方的な情報の伝達だけに終わることなく、議員が自主的に意見交換や活動できる場としていくことや、政府と関連団体間の情報交換をより一層密にする等、ネットワークの充実・強化を図るため、平成20年に同会議企画委員が自主的に4つの小委員会（「202030小委員会」「啓発活動小委員会」「国と地方の連携推進小委員会」「広報小委員会」）を設置し活動中である。 また、その活動の1つとして、地域版男女共同参画推進連携会議とのネットワークをもとに、連携会議構成団体や地域版連携会議との共催でセミナー等を開催するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進している。 （開催状況） ・男女共同参画推進連携会議（全体会議） ・平成17年度（17年12月以降）：1回 ・平成18年度：2回 ・平成19年度：1回 ・平成20年度：2回 ・男女共同参画推進連携会議（企画委員会） ・平成17年度：1回 ・平成18年度：2回 ・平成19年度：1回 ・平成20年度：1回 ・連携会議構成団体との共催セミナー：8カ所（平成19年度）、3カ所（平成20年度） ・地域版連携会議との共催セミナー：6カ所（6府県との共催）（平成20年度） ○ 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議の開催。（内閣府 平成13年度～） ○ 男女共同参画フォーラムの実施。（毎年度全国2～3カ所）（内閣府 平成12年度～） ○ 男女共同参画宣言都市奨励事業の実施。（内閣府 平成6年度～） ○ 男女共同参画宣言都市サミット事業の実施。（内閣府 平成8年度～）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	○男性に対する広報・啓発活動の推進 ⑥男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動及び男性を対象とした教育プログラムの開発・実施を推進する。	内閣府、関係府省	○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施。(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～) 引き続き、男女共同参画週間を実施するとともに、広報誌やウェブサイトなど多様な媒体を通じた広報活動を行う。 ○ 男女共同参画総合情報誌の発行。(内閣府 平成14年度～) 広報誌において、男性の参画について特集を組むなどの取組を行っている。 ○ 男女雇用機会均等月間(6月1日～30日)の実施。(男女雇用機会均等法の周知啓発)等(厚生労働省 昭和61年～)(2(2)③に前掲)												
(3)法律・制度の理解促進及び相談の充実	○法令や条約の周知等 ①男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの国内法令、女子差別撤廃条約などの条約等について、わかりやすい広報を工夫するなど、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。	内閣府、法務省、外務省、関係府省	○ 男女共同参画担当行政相談委員が、男女共同参画に関する行政相談所を積極的に開催し、権利が侵害された場合の相談窓口となるとともに、救済機関等の情報提供の実施。(総務省) (男女共同参画に関する行政相談所の開催回数) <table><tr><td>平成17年度・・・</td><td>全国で延べ</td><td>300回</td></tr><tr><td>平成18年度・・・</td><td>〃</td><td>307回</td></tr><tr><td>平成19年度・・・</td><td>〃</td><td>241回</td></tr><tr><td>平成20年度・・・</td><td>〃</td><td>307回</td></tr></table> ○ 法務省ホームページ等において、各種人権相談窓口、救済機関等の情報を提供(法務省)	平成17年度・・・	全国で延べ	300回	平成18年度・・・	〃	307回	平成19年度・・・	〃	241回	平成20年度・・・	〃	307回
平成17年度・・・	全国で延べ	300回													
平成18年度・・・	〃	307回													
平成19年度・・・	〃	241回													
平成20年度・・・	〃	307回													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	②学校教育や社会教育において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図る。 ○相談体制の充実 ③政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等の既存の制度を積極的に活用する。また、相談に当たる職員、民生委員、児童委員、人権擁護委員等の研修の充実を図る。	文部科学省 内閣府、法務省、総務省、厚生労働省	○ 学校教育における人権教育の開発を進めるため、人権教育開発事業等において、「人権教育総合推進地域」、「人権教育研究指定校」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施。（文部科学省 平成9年度～） 「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」において、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表。（文部科学省） ○ 指導主事や教員を対象に、人権教育の指導方法等の改善・充実を図るための研修を実施。（文部科学省） ○ 社会教育において、人権に関する多様な学習機会の充実、参加体験型の学習プログラムの開発、指導者研修等を実施している。（文部科学省 平成16年度～） ○ 行政相談委員・人権擁護委員、男女共同参画センター・女性センターの管理者等を対象に苦情処理研修会等を開催（内閣府 平成16年度～） ○ 内閣府等が主催する男女共同参画に関連する研修会に対し、男女共同参画担当行政相談委員の積極的な参加を促進。 また、総務省では、政府の男女共同参画関連施策についての苦情に対し、男女共同参画担当行政相談委員がその解決のための一助となるよう、行政相談委員の各種研修において男女共同参画に係る行政相談事例研究を実施。（総務省） ○ 人権擁護事務担当職員に対しては、各種研修において、女性に対する人権侵害に関する講義を実施するとともに、人権擁護委員に対しては、「男女共同参画問題研修」を実施。（法務省 平成12年～）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																												
	④各種人権問題の相談に応ずるため、全国の常設人権相談所に加え、各法務局・地方法務局の専用相談電話「女性の人権ホットライン」や特設人権相談所を引き続き設置し、男女共同参画社会の実現のための啓発活動や人権相談、人権侵犯事件に積極的に取り組む。また、相談内容に応じた助言のほか、関係機関への通報、法律扶助協会への紹介、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努める。さらに、これらの制度の趣旨、活動内容の周知、定着を図るなど、広報活動の一層の充実を図る。	法務省	○ 民生委員・児童委員研修事業(厚生労働省) 単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修、中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修、新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修等により、民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で、必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする事業を都道府県、指定都市にて実施(14年度～)。 18年度 48都道府県・指定都市にて実施。 19年度 52都道府県・指定都市にて実施。 20年度 54都道府県・指定都市にて実施。 <table border="1"> <caption>女性の人権ホットラインの相談内容内訳（法務省）</caption> <thead> <tr> <th>相談内容／年</th><th>18年</th><th>19年</th><th>20年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴行・虐待</td><td>2,241</td><td>2,447</td><td>2,657</td></tr> <tr> <td>強制・強要</td><td>2,404</td><td>2,004</td><td>2,271</td></tr> <tr> <td>セクシャル・ハラスメント</td><td>707</td><td>545</td><td>447</td></tr> <tr> <td>ストーカー</td><td>257</td><td>281</td><td>379</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>19,676</td><td>17,292</td><td>18,243</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>25,285</td><td>22,569</td><td>23,997</td></tr> </tbody> </table>	相談内容／年	18年	19年	20年	暴行・虐待	2,241	2,447	2,657	強制・強要	2,404	2,004	2,271	セクシャル・ハラスメント	707	545	447	ストーカー	257	281	379	その他	19,676	17,292	18,243	合計	25,285	22,569	23,997
相談内容／年	18年	19年	20年																												
暴行・虐待	2,241	2,447	2,657																												
強制・強要	2,404	2,004	2,271																												
セクシャル・ハラスメント	707	545	447																												
ストーカー	257	281	379																												
その他	19,676	17,292	18,243																												
合計	25,285	22,569	23,997																												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○国際化への対応 ⑤英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、さらにその内容を充実させるよう努める。	法務省	○ 東京・大阪・神戸・名古屋・広島・福岡・高松・松山の8都市において、外国人のための人権相談所を設置し、英語や中国語等の通訳を配置し相談を実施。(法務省)
(4)男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供	○男女共同参画社会の形成に関する調査研究 ①先進的な取組を行っている諸外国の事例、我が国への導入可能性等に関する調査研究を行う。その際、男女の社会における活動の選択に大きなかわりを持つ制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要であることから、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。	内閣府	○ 諸外国の政策・方針決定過程における女性の参画の現状と、それを促進するための法制度、施策について、既存の文献及び資料調査、諸外国の政府、政党及びNGO等を対象とした現地でのヒアリングを特に政治分野に力点を置き行い、その結果を踏まえ、平成19年度に調査報告書を取りまとめ。(内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	②調査研究に当たっては、男女共同参画分野の専門家、NGO、一般国民からの情報収集や意見交換を幅広く行う。また、調査研究の成果は、各種の情報ネットワーク等を通じて、迅速かつ広範に公表し、国、地方公共団体、NGO等が相互に活用できるように努める。 ○統計調査等の充実	内閣府	○ 上記の調査研究に当たって、有識者による調査研究会を開催。その内容については、上記の調査報告書に反映し、ホームページに公表。(内閣府)
	③女性の置かれた状況を客観的に把握できる統計情報の在り方について検討を行い、女性及び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情報の提供に当たっては、一般国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省	○ 平成19年5月に統計データの利用促進に関する措置等を内容とする統計法の全部改正を実施。平成18年事業所・企業統計調査においては、従業者数を男女別に結果を公表。(総務省) ○ 「学校基本調査」「学校保健統計調査」「学校教員統計調査」「社会教育調査」等の統計調査において、性別データを把握し、その結果を公表。(文部科学省) ○ 独立行政法人国立女性教育会館で、男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する分野の資料を収集、整理し、「女性情報ポータル“Winet”」において各種データベースをインターネットで提供(文部科学省) ・「女性と男性に関する統計データベース」 551件 ・「文献情報データベース」(収集資料数)(21年3月現在) - 図書、地方行政資料 約 113,300冊 - 雑誌、新聞 約 3,700誌 - 新聞切り抜き 約 262,000件 ○ 独立行政法人国立女性教育会館で、男女共同参画社会の形成に資する女性と男性に関する統計データ の内容、提供の方法等について研究を行い「男女共同参画統計データブック2009」を作成。(文部科学省 平成18年度～平成20年度)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			○ 公共職業訓練(離職者訓練)における性別データの把握(厚生労働省) ○ 「女性と仕事の未来館」のホームページによる情報提供(厚生労働省 平成11年度～) ○ 雇用均等基本調査(旧女性雇用管理基本調査)の実施(厚生労働省 昭和63年度～) - 可能な限り性別データを把握、公表 ・18年度 企業の女性の雇用管理状況等 ・19年度 事業所の女性の母性保護実施状況等 ・20年度 事業所の育児・介護休業制度等の実施状況等 ○ 「働く女性の実情」取りまとめ(厚生労働省 昭和28年度～)
	④男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査等を活用して、定期的の実態を把握する。	内閣府	○ 男女共同参画の施策についての、苦情処理関係については「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」(平成14年10月男女共同参画会議決定)に基づき、引続き、苦情処理情報、男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等について毎年度把握をし監視・影響調査専門調査会に報告。(内閣府)
	⑤統計情報等について、可能な限り、性別データを把握するとともに、都道府県別データについても公表に努める。また、男女共同参画にかかわる重要な統計情報等は国民にわかりやすい形で公開し、周知を図る。さらに、研究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするためにも、個票データを二次分析に活用できるようなデータ・アーカイブ機能の整備を検討する。	内閣府、総務省、関係府省	○ 平成19年5月に統計データの利用促進に関する措置等を内容とする統計法の全部改正を実施。平成14年科学技術研究調査報告から女性の表章を充実。「研究関係従業者数(実数)」、その内訳として「研究者」のほか、「研究者のうち主に研究に従事する者」、「研究補助者」、「技能者」、「研究事務その他の関係者」についても女性を表章。平成21年4月から学術研究の発展や高等教育の発展に資することを目的として、匿名データの提供及びオーダーメイド集計のサービスを開始。(総務省) ○ 平成17年国勢調査において、職業別就業者数等を性別に把握。(総務省 平成17年度) ○ 平成18年事業所・企業統計調査において、従業者数を性別に把握。(総務省 平成18年度) ○ 平成18年社会生活基本調査において、育児・介護等に費やす時間を性別に把握。(総務省 平成18年度)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			○ 平成19年就業構造基本調査において、就業状態、就業希望の有無等を性別に把握。(総務省 平成19年度) ○ 「平成18年転職者実態調査」において、職業別一般正社員の転職者数及び年齢階級別一般正社員の転職者数を性別に把握。(厚生労働省 平成18年度) ○ 平成20年衛生行政報告例(隔年報)において、従事期間別就業保健師等を性別に把握し、都道府県別に表章。(厚生労働省 平成20年度) ○ 社会福祉施設等調査において、常勤・非常勤別従事者数を性別に把握。「社会福祉施設等調査報告(平成18年)」。(厚生労働省 平成18年度) ○ 「平成17年有期契約労働に関する実態調査」の個人票のすべての項目において、性別に把握。(厚生労働省 平成17年度) ○ 21世紀成年者縦断調査において、結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を性別に平成14年を初年として継続的に把握。「第6回21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)結果の概況(平成19年)(報告書作成中)」(厚生労働省 平成14年度～) ○ 中高年者縦断調査において、健康、就業、社会活動の意識面・事実面の経年変化の状況を性別に平成17年を初年として継続的に把握。「第3回中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査)結果の概況(平成19年)(報告書作成中)」(厚生労働省 平成17年度～) ○ 「平成20年医療施設静態調査」において、診療科別の医師数を性別に把握。(厚生労働省 平成20年度) ○ 「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査」において、就業形態別労働者数等を性別に把握。(厚生労働省 平成19年度) ○ 「女性と仕事の未来館」のホームページによる情報提供。(厚生労働省 平成11年度～)(2(4)③に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○育児・介護等の時間の把握 ⑥男女の育児、介護等の時間の把握については、社会生活基本調査における調査を引き続き行う。	総務省	○雇用均等基本調査(旧女性雇用管理基本調査)の実施(厚生労働省 昭和63年度～)(2(4)③に前掲) 可能な限り性別データを把握、公表 ・18年度 企業の女性の雇用管理状況等 ・19年度 事業所の女性の母性保護実施状況等 ・20年度 事業所の育児・介護休業制度等の実施状況等 ○「働く女性の実情」取りまとめ。(厚生労働省 昭和28年度～)(2(4)③に前掲) ○平成18年の調査において、育児・介護等に費やす時間を男女別に把握。(総務省)